

家事審判手続に関する中間とりまとめのためのたたき台

第1	総則	1
1	趣旨	1
2	目的	1
3	裁判所及び当事者の責務	1
4	最高裁判所規則	1
5	家事審判官	1
6	管轄	1
(1)	土地管轄	1
	ア 住所により管轄裁判所が定まる場合	1
	イ 土地管轄が定まらない場合	2
(2)	優先管轄	2
(3)	管轄裁判所の指定	2
(4)	管轄の標準時	2
(5)	移送等	2
	ア 管轄権を有しない裁判所による移送又は自庁処理	2
	イ 管轄権を有する家庭裁判所による移送	3
	ウ 移送についての裁判に対する不服申立て	3
	エ 移送の裁判の拘束力等	3
7	裁判所職員の除斥及び忌避	3
(1)	裁判官の除斥	3
(2)	裁判官の忌避	4
(3)	除斥又は忌避の裁判	4
(4)	簡易却下手続	4
(5)	即時抗告等	5
(6)	手続の停止	5
(7)	参与員への準用	5
(8)	家事調停委員への準用	5
(9)	裁判所書記官への準用	6
(10)	家庭裁判所調査官への準用	6
8	当事者能力及び手続行為能力	6
(1)	当事者能力	6
(2)	手続行為能力及び法定代理	6
	ア 原則	6
	イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力	6
	ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為能力	7

エ	手続行為能力の特則	7
オ	外国人の手続行為能力の特則	8
(3)	手続行為能力等を欠く場合の措置等	8
(4)	特別代理人	8
(5)	法定代理権の消滅の通知	9
(6)	法人の代表者等への準用	9
9	参加	9
(1)	当事者参加	9
ア	参加の要件及び方式等	9
イ	当事者参加人の地位	9
(2)	利害関係参加	9
ア	参加の要件及び方式等	9
イ	利害関係参加人の地位	9
10	脱退	10
11	任意代理人	10
(1)	任意代理人の資格	10
(2)	任意代理権の範囲	10
(3)	個別代理	11
(4)	当事者による更正	11
(5)	任意代理権を欠く場合の措置等	11
(6)	任意代理権の不消滅	11
(7)	任意代理権の消滅の通知	11
(8)	補佐人	12
12	手続費用	12
(1)	手続費用の負担	12
(2)	手続費用の負担の裁判	12
(3)	調停が成立した場合の負担	13
(4)	費用額の確定手続	13
(5)	費用の強制執行	13
(6)	調停の場合の費用額の確定手続	14
(7)	家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い	14
(8)	費用額の確定処分の更正	14
(9)	費用の立替え	15
(10)	手続上の救助	15
ア	救助の付与	15

イ	救助についてのその他の規律	15
13	審理手続	15
(1)	本人出頭主義	15
(2)	手続の非公開	15
(3)	期日及び期間	15
ア	期日の指定	15
イ	期日の呼出し	16
ウ	期間の計算	16
エ	期間の伸縮及び付加期間	16
オ	手続行為の追完	16
(4)	送達	17
(5)	手続の分離・併合	17
(6)	手続の中止	17
14	裁判資料	17
(1)	職権探知主義	17
(2)	当事者の役割	17
(3)	疎明	17
(4)	事実の調査	17
ア	調査の対象と専門知識の活用	17
イ	家庭裁判所調査官による事実の調査	18
ウ	裁判所技官による診断	18
エ	事実の調査の囑託	18
オ	調査の囑託等	18
(5)	証拠調べ	18
ア	民事訴訟法の準用	18
イ	証拠調べの囑託	19
ウ	当事者本人の出頭命令等	19
エ	文書提出命令等に対して従わない場合	19
オ	即時抗告の執行停止効	19
15	家庭裁判所調査官	19
16	裁判所技官	20
17	子の意見表明	20
第2	家事審判に関する手続（総則）	20
1	通則	20
(1)	家事審判の対象となる事項	20

(2) 参与員	20
ア 意見聴取等	20
イ 参与員による説明の聴取	21
ウ 参与員の人数等	21
(3) 中断	21
(4) [受継]	21
ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合	21
イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合	21
(5) 調書の作成等	22
(6) 記録の閲覧等	22
ア 記録の閲覧等の要件等	22
イ 即時抗告	23
(7) 検察官に対する通知	23
2 家庭裁判所の手続	24
(1) 合意管轄	24
(2) 家事審判事件の申立て	24
ア 申立ての方式	24
イ 併合申立て	24
ウ 裁判長の申立書審査権	24
エ 申立ての変更	25
(3) 裁判長の手続指揮権	25
(4) 受命裁判官	25
(5) 電話会議システム等	25
(6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則	25
ア 申立書の送付	25
イ 必要的審尋	26
ウ 審問への立会い	26
エ 事実の調査の告知	26
オ 当事者照会制度	26
カ 審理の終結	27
キ 審判日	27
(7) 裁判	27
ア 審判	27
イ 審判以外の裁判	29

(8) 裁判の取消し又は変更	29
ア 審判の取消し又は変更	29
イ 審判以外の裁判の取消し又は変更	30
(9) 取下げによる手続の終結	30
ア 取下げの要件	30
イ 取下げの方式	31
ウ 取下げの効果	31
3 不服申立て等	31
(1) 審判に対する不服申立て	31
ア 不服申立ての対象	31
イ 抗告審の手続	31
ウ 即時抗告	35
エ 特別抗告	35
オ 許可抗告	37
(2) 審判以外の裁判に対する不服申立て	38
ア 不服申立ての対象	38
イ 即時抗告期間	38
ウ 即時抗告に伴う執行停止	38
エ 抗告審の手続，即時抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用	38
4 再審	38
(1) 審判に対する再審	39
ア 再審の事由	39
イ 管轄裁判所	40
ウ 再審の手続	40
エ 再審期間	40
オ 再審の申立書の記載事項	40
カ 不服の理由の変更	40
キ 再審の申立ての却下等	40
ク 再審開始の裁判	41
ケ 即時抗告	41
コ 本案の審理及び裁判	41
(2) 審判以外の裁判に対する再審	41
第3 審判前の保全処分に関する手続(総則)	41
1 通則	41
(1) 担保	41

(2) 記録の閲覧	41
2 保全処分	42
(1) 管轄及び保全処分の要件	42
(2) 審理手続	42
ア 申立て	42
イ 裁判資料の収集	42
ウ 審判	42
エ 仮差押命令及び仮処分命令の特則	43
(3) 即時抗告	43
ア 即時抗告の対象等	43
イ 即時抗告に伴う執行停止	44
ウ 原状回復の裁判	44
3 保全処分の取消し	44
(1) 管轄及び保全処分の取消しの要件	44
(2) 審理手続	45
ア 申立て及び裁判資料の収集	45
イ 審判	45
(3) 即時抗告	45
ア 即時抗告の対象	45
イ 即時抗告に伴う執行停止	45
ウ 原状回復の裁判	45
第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）	46
第5 家事調停に関する手続	46
第6 履行確保	46
第7 雑則	46

(前注) 本資料では、「審判」を抗告裁判所における本案についての裁判を含む概念として用いている。

第1 総則

1 趣旨

家事事件（家事審判事件及び家事調停事件をいう。以下同じ。）に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この要綱試案に基づく法律の定めるところによるものとする。

2 目的

この要綱試案に基づく法律は、家事事件について、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図るために、事件の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とするものであるものとする。

3 裁判所及び当事者の責務

裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を進行しなければならないものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

4 最高裁判所規則

この要綱試案に基づく法律に定めるもののほか、家事事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

5 家事審判官

家庭裁判所において、この要綱試案に基づく法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とするものとする。

6 管轄

(1) 土地管轄

ア 住所により管轄裁判所が定まる場合

- ① 管轄裁判所が人の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居

所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

② 管轄裁判所が法人その他の社団又は財団の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

③ 管轄裁判所が外国の社団又は財団の住所により定まる場合には、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

イ 土地管轄が定まらない場合

家事事件について、この要綱試案に基づく法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その家事事件は、財産所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

(2) 優先管轄

二以上の裁判所が管轄権を有するときは、最初に事件が係属した裁判所がその事件を管轄するものとする。

(3) 管轄裁判所の指定

① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

③ ①及び②の管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(4) 管轄の標準時

裁判所の管轄は、家事事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で手続を開始した時を標準として定めるものとする。

(5) 移送等

ア 管轄権を有しない裁判所による移送又は自庁処理

① 裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

② 家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、①にかかわらず、家事事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送し、又はみずから処理することができるものとする。

イ 管轄権を有する家庭裁判所による移送

家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができるものとする。

ウ 移送についての裁判に対する不服申立て

移送の裁判及びア①の移送の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 移送の裁判の拘束力等

① 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束するものとする。

② 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができないものとする。

③ 移送の裁判が確定したときは、家事事件は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなすものとする。

(注) ア②及びイに「遅滞を避けるため」などを例示として明記することについては、なお検討するものとする。

7 裁判所職員の除斥及び忌避

(1) 裁判官の除斥

① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、fに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。

a 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくは審判を受けるべき者（以下本項目（7裁判所職員の除斥及び忌避）では「当事者等」という。）であるとき、又は事件について当事者等と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

b 裁判官が当事者等の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

c 裁判官が当事者等の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

d 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき又は審問

を受けたとき

e 裁判官が事件について当事者等の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

f 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

② ①の除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をするものとする。

(2) 裁判官の忌避

① 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとする。

② 当事者は、裁判官の面前において陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができないものとする。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りではないものとする。

(3) 除斥又は忌避の裁判

① 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、裁判をするものとする。

② 家庭裁判所における①の裁判は、合議体とするものとする。

③ 除斥又は忌避された裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

(4) 簡易却下手続

① 家事事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、これを却下しなければならないものとする。忌避の申立てが(2)②の規律に違反し、又は忌避の申立ての方式に反する場合も同様とするものとする。

② ①の場合においては、(3)③の規律を適用しないものとする。

③ ①の場合においては、忌避された受命裁判官又は家庭裁判所の一人の裁判官は、忌避の申立てを却下することができるものとする。

(注) 忌避の申立ての方式としては、次のとおりとすることを前提としている。

① 裁判官に対する忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。

② ①の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならないものとする。

③ 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。

のとする。本文(2)②ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

(5) 即時抗告等

- ① 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ② 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(6) 手続の停止

- ① 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで手続を停止しなければならないものとする。ただし、急速を要する行為については、この限りでないものとする。
- ② (4)①により忌避の申立てを却下した場合には、(6)①の規律を適用しないものとする。

(7) 参与員への準用

- ① (1)から(5)までの規律は、参与員について準用するものとする。この場合においては、裁判は、参与員の所属する裁判所がするものとする。
- ② 参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、参与員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

(8) 家事調停委員への準用

【甲案】

- ① 除斥に関する規律（(1)、(3)及び(5)の規律）は、家事調停委員について準用するものとする。
- ② 家事調停委員について除斥の申立てがあったときは、家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

- ① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家事調停委員について準用するものとする。
- ② 家事調停委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【丙案】

特段の規律を置かないものとする。

(9) 裁判所書記官への準用

(1)から(6)までの規律は、裁判所書記官について準用するものとする。
この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。

(10) 家庭裁判所調査官への準用

【甲案】

- ① 除斥に関する規律（(1), (3)及び(5)の規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。
- ② 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあったときは、家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

- ① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。
- ② 家庭裁判所調査官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【丙案】

特段の規律を置かないものとする。

8 当事者能力及び手続行為能力

(1) 当事者能力

- ① 当事者能力は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。
- ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、当事者能力を有するものとする。

(2) 手続行為能力及び法定代理

ア 原則

手続行為能力（家事事件の手続に関する行為をする又は受ける能力をいう。以下同じ。）及び手続行為能力を有しない者の法定代理は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。
手続行為（家事事件の手続に関する行為をいう。以下同じ。）をするのに必要な授権についても、同様とするものとする。

イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続行

為をすることができないものとする。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りではないものとする。

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為能力

① 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）又は後見人その他の法定代理人（以下「被保佐人等」という。）が、他の当事者が提起した家事事件の申立て又は審判に対する抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人（以下「保佐人等」という。）の同意その他の授権を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も同様とするものとする。

② 被保佐人等は、次に掲げる手続行為をするには、特別の授権がなければならぬものとする。ただし、被保佐人等が家事調停事件の申立てについて保佐人等の同意その他の授権を得ている場合には、調停を成立させる合意（合意に相当する審判における合意を含む。）については、この限りでないものとする。

a 家事事件の申立ての取下げ、調停を成立させる合意（合意に相当する審判における合意を含む。）又は脱退

b 審判に対する抗告若しくは異議又は第2の3(1)オ(ア)②の申立て（抗告許可の申立て）の取下げ

（注）被保佐人は、保佐人の同意を得なければ手続行為をすることができないのが原則であることを前提としている（被補助人についても、裁判所の審判により補助人の同意を得なければならぬものとされた場合は、同様である。）。

エ 手続行為能力の特則

（ア）手続行為能力

① 別に定める者は、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

② 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を代理人に選任することができるものとする。

③ 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が②の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を代理人に選任することができるものとする。

④ ②及び③の規律により裁判長が代理人に選任した弁護士に対し

当該手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とするものとする。

(イ) 実体法上の法定代理人の取扱い

後見人又は未成年者に対し親権を行う者は、(ア)①の特別の定めがある事件であっても、手続行為(調停を成立させる合意を除く。)について被後見人又は未成年者を代理することができるものとする。ただし、家事事件の申立てについては、民法その他の法律に特別の定めがある場合に限るものとする。

オ 外国人の手続行為能力の特則

外国人は、その本国法によれば手続行為能力を有しない場合であっても、日本法によれば手続行為能力を有すべきときは、手続行為能力者とみなすものとする。

(3) 手続行為能力等を欠く場合の措置等

- ① 手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならないものとする。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時手続行為をさせることができるものとする。
- ② 手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠く者がした手続行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

(4) 特別代理人

- ① 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、遅滞のため損害を受けるおそれがあるときには、利害関係人の申立てにより又は職権で、未成年者又は成年被後見人について特別代理人の選任をすることができるものとする。
- ② ①による特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてするものとする。
- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。
- ④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならないものとする。
- ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 法定代理権の消滅の通知

調停をすることができる事項についての家事事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(6) 法人の代表者等への準用

この要綱試案に基づく法律中法定代理及び法定代理人に関する規律は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有する者の代表者又は管理人について準用するものとする。

9 参加

(1) 当事者参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者であって審判を受けるべき者を、当事者として家事事件の手續に参加させることができるものとする。
- ③ ①の参加の申出及び②の参加の申立ては、参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ ①の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 当事者参加人の地位

ア①又は②により参加した者は、当事者とみなすものとする。

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 審判を受けるべき者は、利害関係人として家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 家事事件の結果について利害関係を有する者（当事者となる資格を有する者を含む。）は、裁判所の許可を受けて、利害関係人としてその家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①の参加の申出及び②の許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でなければならないものとする。
- ④ ①の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者は、家事事件について、当事者としてすることができる手続行為をすることができるものとする。ただし、家事事件の申立ての変更、家事事件の申立ての取下げ並びに即時抗告及びその取下げについては、この限りでないものとする。

10 脱退

(1) 原則

当事者となる資格を有する者が当事者として家事事件の手続に参加した場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手続から脱退することができるものとする。

(2) 調停をすることができる事項についての家事事件の特則

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事事件の特則を置かないものとする。

【乙案】

脱退は、調停をすることができる事項についての家事事件においては、他方の当事者の同意を得なければその効力を生じないものとする。

11 任意代理人

(1) 任意代理人の資格

① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ任意代理人となることができないものとする。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を任意代理人とすることができるものとする。

② ①のただし書の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。

(2) 任意代理権の範囲

① 任意代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとする。

② 任意代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならないものとする。ただし、家事調停事件の申立てについて委任を受けている場合には、調停を成立させる合意（合意に相当する審判における合意を含む。）については、この限りでないものとする。

a 家事事件の申立ての取下げ、調停を成立させる合意（合意に相当する審判における合意を含む。）又は脱退

b 審判に対する抗告若しくは異議又は第2の3(1)オ(ア)②の申立て(抗告許可の申立て)又はこれらの取下げ

c 任意代理人の選任

③ 任意代理権は、制限することができないものとする。ただし、弁護士でない任意代理人については、この限りでないものとする。

④ ①から③までの規律は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

(3) 個別代理

① 任意代理人が数人あるときは、各自当事者を代理するものとする。

② 当事者が①の規律と異なる定めをしても、その効力を生じないものとする。

(4) 当事者による更正

任意代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じないものとする。

(5) 任意代理権を欠く場合の措置等

① 任意代理権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならないものとする。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時手続行為をさせることができるものとする。

② 任意代理権を欠く者がした手続行為は、当事者、法定代理人又は任意代理権を有するに至った任意代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

(6) 任意代理権の不消滅

① 任意代理権は、次に掲げる事由によっては、消滅しないものとする。

a 当事者の死亡又は手続行為能力の喪失

b 当事者である法人の合併による消滅

c 当事者である受託者の信託に関する任務の終了

d 法定代理人の死亡、手続行為能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

[② 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために手続の当事者となるものの任意代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっては、消滅しないものとする。]

(7) 任意代理権の消滅の通知

調停をすることができる事項についての家事事件においては、任意代理権の消滅は、本人又は任意代理人から相手方に通知しなければ、その

効力を生じないものとする。

(8) 補佐人

- ① 当事者又は任意代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに家事事件の手続の期日に出頭することができるものとする。
- ② ①の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。
- ③ 補佐人の陳述は、当事者又は任意代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は任意代理人が自らしたもののみとする。

12 手続費用

(1) 手続費用の負担

- ① 手続費用（家事審判手続の費用（以下「審判費用」という。）又は家事調停手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。以下同じ。）は、各自が負担するものとする。
- ② 裁判所は、事情により、①の規律によれば当事者、参加人又は利害関係人が負担すべき手続費用の全部又は一部をその負担をすべき者以外の当事者、参加人又は利害関係人に負担させることができるものとする。
- ③ この要綱試案に基づく法律によれば、検察官が負担すべき審判費用は、国庫の負担とするものとする。

(2) 手続費用の負担の裁判

【甲案】

- ① 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用についての負担の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所が、本案の裁判を変更する場合には、総手続費用について、その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、(1)②により手続費用の全部又は一部を当事者、参加人又は利害関係人に負担させるべき場合には、事件を完結する裁判にお

いて、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その旨の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。

② 上級の裁判所は、職権で、総手続費用の全部又は一部について、負担の裁判をすることができるものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

(3) 調停が成立した場合の負担

① 当事者は、調停が成立した場合において、手続費用について、特別の定めをしなかったときは、手続費用は、各自が負担するものとする。

[② 当事者は、訴訟において調停に付された当該家事調停事件の調停が成立した場合において、訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自の負担とするものとする。]
なお検討するものとする。]

(4) 費用額の確定手続

① 手続費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、家庭裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。

② ①の場合において、当事者双方が手続費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなすものとする。

③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるものとする。

④ ③の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならないものとする。

⑤ ④の異議の申立ては、執行停止の効力を有するものとする。

⑥ 家庭裁判所は、①の規律による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、手続費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならないものとする。

⑦ ④の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 費用の強制執行

費用の強制執行については、所要の手当てをするものとする。（現行非訟事件手続法第31条参照）

(6) 調停の場合の費用額の確定手続

当事者が裁判所において調停をした場合において、手続費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、家庭裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。この場合においては、(4)②から⑦までの規律を準用するものとする。

(7) 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い

【甲案】

- ① 家事事件が審判及び調停によらないで完結したとき〔(合意に相当する審判又は調停に代わる審判が確定しなかった場合を含む。)〕は、申立てにより、家庭裁判所は手続費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその費用の負担の裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
- ② ①の申立てについての裁判に対しては、(1)①及び②の規律を準用するものとする。
- ③ ①の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ (4)②及び③の規律は(7)①の申立てに関する裁判所書記官の処分について、(4)④から⑦までの規律はその処分に対する異議の申立てについて準用するものとする。

【乙案】

- ① 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合〔(合意に相当する審判又は調停に代わる審判が確定しなかった場合を含む。)〕において、(1)②により手続費用の全部又は一部を当事者、参加人又は利害関係人に負担させるべきときは、申立てにより、家庭裁判所はその旨の裁判をし、その裁判所の裁判所書記官はその裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
 - ② 甲案の③及び④と同じ。
- (8) 費用額の確定処分の更正
- ① (4)①、(6)又は(7)①の規律による額を定める処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができるものとする。

- ② (4)③から⑤まで及び⑦の規律は、(8)①の規律による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用するものとする。
- ③ (4)①、(6)又は(7)①の規律による額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあったときは、(8)②の異議の申立ては、することができないものとする。
- (9) 費用の立替え
事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他必要な処分の費用は、国庫において立て替えることができるものとする。
- (10) 手続上の救助
ア 救助の付与
 - ① 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、家事事件手続上の救助の裁判をすることができるものとする。ただし、家事事件の申立てが不当な目的でされたとき、その他救助を求める手続行為が誠実にされたものでないときは、この限りでないものとする。
 - ② 家事事件手続上の救助の裁判は、審級ごとにするものとする。
- イ 救助についてのその他の規律
家事事件手続上の救助については、民事訴訟法第83条から第86条までと同様の規律を置くものとする。

13 審理手続

- (1) 本人出頭主義
 - ① 裁判所は、期日を定めて、事件の関係人を呼び出すことができるものとする。
 - ② 呼出しを受けた者は、自ら出頭しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができるものとする。
- (2) 手続の非公開
家事事件の手続は、公開しないものとする。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。
- (3) 期日及び期間
ア 期日の指定
 - ① 期日は、職権で、裁判長が指定するものとする。
 - ② 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日

指定することができるものとする。

- ③ 審問及び証拠調べの期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許すものとする。

イ 期日の呼出し

- ① 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでないものとする。

ウ 期間の計算

- ① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従うものとする。
- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。
- ③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

エ 期間の伸縮及び付加期間

- ① 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができるものとする。ただし、不変期間については、この限りでないものとする。
- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

オ 手続行為の追完

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき手続行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とするものとする。
- ② ①の期間については、エ①本文の規律は、適用しないものとする。

(4) 送達

送達については、民事訴訟法第98条から第113条までと同様の規律を置くものとする。

(5) 手続の分離・併合

① 裁判所は、家事事件が数個同時に係属するときは、その手続の併合を命じることができるものとする。

② 裁判所は、手続の分離を命じることができるものとする。

③ 裁判所は、①及び②の裁判を取り消すことができるものとする。

(6) 手続の中止

① 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、家事事件の手続は、その事由が消滅するまで中止するものとする。

② 当事者が不定期間の故障により家事事件の手続を続行することができないときは、裁判所は、その中止を命ずることができるものとする。

③ 裁判所は、②の裁判を取り消すことができるものとする。

④ 家事事件の手続の中止があったときは、期間は、進行を停止するものとする。この場合においては、家事事件の手続の続行の時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。

14 裁判資料

(1) 職権探知主義

裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、職権で又は申出により必要があると認める証拠調べをしなければならないものとする。

(2) 当事者の役割

当事者は、事案の実情に即した事件の解決を実現するため、事実の調査及び証拠調べに協力〔しなければならない〕〔するよう努めなければならない〕ものとする。この旨の規定を置く方向で、検討するものとする。

(3) 疎明

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

(4) 事実の調査

ア 調査の対象と専門知識の活用

事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなけれ

ばならないものとする。

イ 家庭裁判所調査官による事実の調査

- ① 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ② 急迫の事情があるときは、裁判長が、①に規定する事実の調査をさせることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。
- ④ ③の規律による報告には、意見を付けることができるものとする。

ウ 裁判所技官による診断

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。
- ② イ②から④までの規律は、①の診断に準用するものとする。

エ 事実の調査の嘱託

- ① 裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ② ①により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ③ 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ 受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

オ 調査の嘱託等

裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、事件の関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

(5) 証拠調べ

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては、民事訴訟法第180条、第181条、第183条及び第184条並びに第二編第四章第二節から第六節まで（ただし、次のa及びbに掲げる規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

- a 第207条第2項
- b 第208条, 第224条 (第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。), 第229条第4項

イ 証拠調べの囑託

- ① 裁判所は, 相当と認めるときは, 裁判所外において証拠調べをすることができるものとする。この場合においては, 合議体の構成員に命じ証拠調べをさせることができるものとする。
- ② 裁判所は, ①にかかわらず, 他の家庭裁判所又は簡易裁判所に囑託して証拠調べをすることができるものとする。
- ③ ②により職務を行う受託裁判官は, 他の家庭裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは, 更に証拠調べの囑託をすることができるものとする。

ウ 当事者本人の出頭命令等

- ① 裁判所は, 当事者本人を尋問する場合には, その当事者に対し, 期日に出頭することを命じることができるものとする。
- ② ①により出頭を命じられた当事者が正当な理由なくして出頭しない場合について, 民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を置くものとする。

エ 文書提出命令等に対して従わない場合

文書提出命令等に従わない場合については, 真実擬制 (民事訴訟法第208条, 第224条 (第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。), 第229条第4項参照) を行うことに代えて, 過料を科するものとし, 所要の手当てをするものとする。

オ 即時抗告の執行停止効

証拠調べにおける即時抗告は, 執行停止の効力を有するものとする。

(注) 民事訴訟法第202条 (第210条において準用する場合を含む。), 第206条ただし書, 第215条の2第2項から第4項まで, 第215条の4ただし書を除外するかどうかについては, なお検討するものとする。

15 家庭裁判所調査官

- ① 裁判所は, 必要があると認めるときは, 家事事件の手續の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができるものとする。
- ② 裁判所は, 必要があると認めるときは, ①の規律により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができるものとする。

- ③ 裁判所は、事件の処理に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。
- ④ 急迫の事情があるときは、裁判長が、③に規定する措置をとらせることができるものとする。

16 裁判所技官

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事事件の手続の期日に医師たる裁判所技官を出席させることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、①の規律により出席した医師たる裁判所技官に意見を述べさせることができるものとする。

17 子の意見表明

- ① 裁判所は、その判断により子が影響を受ける事件において、子からの陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努めなければならないものとする。
- ② 裁判所は、審判又は調停をするに当たって、子の年齢及び発達程度に応じて、子の意思を考慮しなければならないものとする。

(注) 15歳以上の子について必ず陳述を聴取しなければならない事件については、第4「家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）」において具体的に記載することを前提としている。

第2 家事審判に関する手続（総則）

1 通則

(1) 家事審判の対象となる事項

家事審判の対象となる事項については、現行法（現行家事審判法第9条及び特別家事審判規則参照）と同様とする。

(2) 参与員

ア 意見聴取等

- ① 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判を行うものとする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、この限りでないものとする。
- ② 家庭裁判所は、参与員を期日に立ち合わせることができるものとする。

イ 参与員による説明の聴取

- ① 参与員は、家庭裁判所の命を受けて、意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について申立人から説明を受けることができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、この限りでないものとする。
- ② ①により参与員が聴取した結果については、書面で裁判所に報告するものとする。

ウ 参与員の人数等

- ① 参与員の員数は、各事件について1人以上とするものとする。
- ② 参与員は、家庭裁判所が毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定するものとする。
- ③ ②により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。
- ④ 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

(3) 中断

手続の中断については特段の規律を置かないものとする。

(注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、当事者が関与する手続について、法令により手続を続行する資格のある者が受継するまで、これを行うことができないことになることを前提にしている。

(4) [受継]

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を[受継]することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を[受継]させることができるものとする。
- ③ ①の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

- ① 申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のあ

る者がいないときは、法令の規定によりその手続について申立てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から一月以内にその申出をしなければならないものとする。

② 裁判所は、①の場合において必要があると認めるときは、その申立てをする資格のある者に手続を〔受継〕させることができるものとする。

(5) 調書の作成等

① 裁判所書記官は、家事審判手続の期日については、調書を作成しなければならないものとする。

【甲案】ただし、審問の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

【乙案】ただし、審問の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるものとする。

【丙案】例外の規律は置かないものとする。

② 裁判所書記官は、事実の調査については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

(注) ①の「調書」とは、民事訴訟規則第66条第1項及び第67条第1項が定める記載事項に準じた法定の記載事項の記載があるものを、「経過の要領」とは、期日の外形的な経過を記録したもので、具体的には、期日の日時、出頭した当事者等を記載した期日経過表のような簡易な形式によるものをいうことを前提としている。

(6) 記録の閲覧等

ア 記録の閲覧等の要件等

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（以下「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。ただし、当事者又は審判を受ける者が、裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付を請求する場合には、裁判所の許可を要しないものとする。

② ①は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関し

ては、適用しないものとする。当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。

- ③ 裁判所は、当事者から①本文又は②の許可の申立てがあつたときは、その記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。ただし、成年に達しない者の利益を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあるとき、当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれがあるときその他相当でないと認められるときは、この限りでないものとする。
- ④ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①本文又は②の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
- ⑤ 家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が家事審判事件の手續を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

甲案の①，②の規律と同じ。

【丙案】

特段の規律を置かないものとする。

(7) 検察官に対する通知

裁判所その他の官庁、検察官及び吏員は、その職務上検察官の申立てによって審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

2 家庭裁判所の手続

(1) 合意管轄

【甲案】

特段の規律を置かないものとする。

【乙案】

当事者は、調停をすることができる事項についての家事審判事件について、合意により管轄家庭裁判所を定めることができるものとする。

(注) 乙案を採用する場合には、合意の方式(民事訴訟法第11条第2項及び第3項)、応訴管轄(同法第12条参照)及び合意管轄の違背に関する主張制限(同法第29条第1項ただし書の括弧書参照)についても、所要の手当てをするものとする。

(2) 家事審判事件の申立て

ア 申立ての方式

家事審判事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 申立ての趣旨及び原因

イ 併合申立て

【甲案】

申立人は、審判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る家事事件の手続が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、審判を求める事項が同一の事実及び法律上の原因に基づくとき、又は審判を求める事項が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

ウ 裁判長の申立書審査権

① アの書面(以下「家事審判事件の申立書」という。)がアの規律に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事審判事件の申立ての手数料〔及び申立書の送付に要する費用〕を納付しない場合も、同様とする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 申立ての変更

① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。

② 申立ての趣旨又は原因の変更は、書面でしなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。

④ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく家事事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(3) 裁判長の手続指揮権

① 期日における手続は、裁判長が指揮するものとする。

② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。

③ 当事者が、期日の指揮に関する裁判長の命令に対し、異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

(4) 受命裁判官

家庭裁判所は、受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

(5) 電話会議システム等

家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、期日における手続を行うことができるものとする。

(6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則

ア 申立書の送付

家庭裁判所は、申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、相手方に対し、申立書を送付するものとする。ただし、家事審判事件の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は、申立書の送付に代えて、適宜の方法により事件係属の通知をすることができるものとする。

イ 必要的審尋

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、家庭裁判所は、申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

【乙案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、家庭裁判所は、申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、当事者の陳述を聴く審問期日を経なければ、審判をすることができないものとする。ただし、期日を経ることにより家事審判事件の申立ての目的を達することができない事情があるときは、当事者から陳述を聴取することをもって、これに代えることができるものとする。

ウ 審問への立会い

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、その期日に立ち会うことができるものとする。

(注) 当該他の当事者が当該審問に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、例外を認める方向で、なお検討するものとする。

エ 事実の調査の告知

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

(注) 「調停をすることのできない事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査の結果、審判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者に告げるものとする。」という趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

オ 当事者照会制度

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、当事者照会制度（民事訴訟法第163条参照）に関する規律を置くものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

カ 審理の終結

① 裁判長は、調停をすることができる事項についての家事審判事件

においては、申立てが不適法である場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

- ② 家庭裁判所は、終結した審理の再開を命ずることができるものとする。

キ 審判日

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、審判は、審理の終結の日から2月以内にしなければならないものとする。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでないものとする。

【乙案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、審理を終結した場合は、当事者に審判の予定時期を告知するものとする。

(7) 裁判

ア 審判

(ア) 終局審判

- ① 家庭裁判所は、家事審判事件が裁判をするのに熟したときは、終局審判をするものとする。
- ② 家庭裁判所は、家事審判事件の一部が審判をするのに熟したときは、その一部について終局審判をすることができるものとする。
- ③ ②は、手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が裁判をするのに熟した場合について準用するものとする。

(イ) 中間審判

- ① 家庭裁判所は、前提となる法律関係その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間審判をすることができるものとする。
- ② 中間審判は、(カ) ただし書の規律にかかわらず、審判書を作成して行わなければならないものとする。
- ③ 中間審判に対しては、独立して不服を申し立てることができないものとする。

(ウ) 自由心証主義

家庭裁判所は、審判をするに当たり、手続の全趣旨並びに事実の

調査及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実を認定することができるものとする。

(エ) 審判の告知

審判は、これを受ける者、申立人、相手方及び参加人に対し、相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

(オ) 審判の効力発生時期

審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければ効力を生じないものとする。

(カ) 審判の方式

審判は、審判書を作成して行わなければならないものとする。ただし、即時抗告をすることができない審判については、申立書又は調書に主文を記載し、審判書に代えることができるものとする。

(キ) 審判書

審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 主文
- b 理由の要旨
- c 当事者及び法定代理人
- d 裁判所

(ク) 終局審判の脱漏

① 家庭裁判所が家事審判事件の一部について終局審判を脱漏したときは、家事審判事件は、その脱漏した部分については、なおその家庭裁判所に係属するものとする。

② 手続費用の負担の裁判を脱漏したときは、家庭裁判所は、〔申立てにより又は〕職権で、その手続費用の負担について、裁判をするものとする。この場合においては、第1の12(1)①及び②の規律を準用するものとする。

③ ②の裁判〔及び②の申立てを却下した裁判〕に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

④ ②による手続費用の負担の裁判は、終局審判に対し適法な即時抗告があったときは、その効力を失うものとする。この場合においては、抗告裁判所は、総手続費用について、その負担の裁判をするものとする。

(ケ) 更正裁判

- ① 審判に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，家庭裁判所は，申立てにより又は職権で，いつでも更正裁判をすることができるものとする。
- ② 更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は，更正裁判に対して，即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 原審判に対し適法な即時抗告があったときは，②及び③の即時抗告は，することができないものとする。

(コ) 法令違反を理由とする変更の審判

家庭裁判所は，審判に法令の違反があることを発見したときは，その審判の告知を受けるべき者に最初に告知された日から一週間以内に限り，その審判を変更することができるものとする。ただし，審判が確定したとき，又は審判を変更するため事件につき更に審理をする必要があるときは，この限りでないものとする。

(サ) 終局審判の効力

金銭の支払，物の引渡し，登記義務の履行その他の給付を命ずる終局審判は，執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

(シ) 戸籍の記載等の囑託

別に定める事項についての終局審判が効力を生じ又は効力を失った場合には，裁判所書記官は，遅滞なく，戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し，戸籍の記載又は後見登記等に関する法律に定める登記を囑託しなければならないものとする。

イ 審判以外の裁判

(ア) 審判の準用

審判以外の裁判については，アの規律（(イ)及び(カ)を除く。）を準用するものとする。

(イ) 判事補の権限

審判以外の裁判は，判事補が単独ですることができるものとする。

(8) 裁判の取消し又は変更

ア 審判の取消し又は変更

- ① 家庭裁判所は，審判をした後，その審判を不当と認めるときは，次に掲げる審判を除き，職権で，これを取り消し，又は変更するこ

とができるものとする。

a 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

b 即時抗告をすることができる審判

② 取消し又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の裁判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

③ 家庭裁判所は、①の規律により審判を取消し又は変更する場合には、当事者及び審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。なお検討するものとする。

イ 審判以外の裁判の取消し又は変更

(ア) 家事審判事件の手続の指揮に関する裁判

家事審判事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

[(イ) 審判の取消し又は変更の準用

審判以外の裁判の取消し又は変更については、アの規律を準用するものとする。]

(9) 取下げによる手続の終結

ア 取下げの要件

(ア) 終局審判前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、相手方が本案について陳述をした後にあつては、当該相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(イ) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があつた後は、申立てを取り下げることができないものとする。ただし、調停をすることができる事項についての審判事件において、当該申立ての取下げにつき相手方の同意がある場合は、この限りでないものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に限り、申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

(注1) (ア)乙案及び(イ)甲案において、取下げの同意の擬制に関する規律(民事訴訟法第261条第4項及び第5項参照)を設けるものとするかどうかについても、併せて検討するものとする。

(注2) 期日に出頭しない当事者等に対しては、取下げの擬制をすることができる旨の規律(民事訴訟法263条後段参照)を置くものとするかどうかについても、併せて検討するものとする。

イ 取下げの方式

家事審判事件の申立ての取下げは、書面でしなければならないものとする。ただし、家事事件の手続の期日においては、口頭ですることを妨げないものとする。

ウ 取下げの効果

家事審判事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとする。

3 不服申立て等

(1) 審判に対する不服申立て

ア 不服申立ての対象

- ① 審判に対しては、特別に定めがある場合に限り、即時抗告のみをすることができるものとする。
- ② 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

イ 抗告審の手続

(ア) 抗告裁判所の判断を受ける裁判(民訴法第283条参照)

終局審判前の裁判は、抗告裁判所の判断を受けるものとする。ただし、不服を申し立てることができない審判及び即時抗告により不服を申し立てることができる審判は、この限りでないものとする。

(イ) 抗告権の放棄(民訴法第284条参照)

抗告をする権利は、放棄することができるものとする。

(ウ) 抗告提起の方式(民訴法第286条参照)

- ① 抗告の提起は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないもの

とする。

a 当事者及び法定代理人

b 原審判の表示及びその審判に対し抗告をする旨

(エ) 原裁判所による抗告の却下（民訴法第287条参照）

① 抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、抗告を却下しなければならないものとする。

② ①の審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(オ) 裁判長の抗告状審査権（民訴法第288条参照）

2(2)ウの規律は、抗告状が(ウ)②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。

(カ) 抗告があったことの通知

a 調停をすることができない事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、原審の審判を取り消す場合には、原審の当事者及び参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法として却下する場合又は抗告に理由がないことが明らかな場合を除き、遅滞なく、原審の当事者及び参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 抗告があったことを通知する方法を抗告状の送付により行うものとすることに限定することについては、なお検討するものとする。

b 調停をすることができる事項についての家事審判事件

抗告裁判所は、抗告が不適法である場合又は抗告に理由がないことが明らかな場合を除き、抗告状の写しを遅滞なく原審の当事者及び参加人に対し、送付しなければならないものとする。ただし、家事審判事件の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は、抗告があったことを通知することをもってこれに代えることができるものとする。

(キ) 必要的審尋

a 調停をすることができない事項についての家事審判事件

抗告裁判所は、原審の審判を取り消す場合には、原審の当事者及び審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。

b 調停をすることができる事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、抗告を不適法として却下する場合又は抗告に理由がないことが明らかな場合を除き、原審の当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、原審の審判を取り消す場合には、原審の当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 当事者の陳述を聴く審問期日を経なければならぬものとするかについて、なお検討するものとする。

(ク) 抗告の取下げ（民訴法第292条参照）

① 抗告は、抗告審の終局審判があるまで、取り下げることができるものとする。

② 第2の2(9)イ及びウの規律は、抗告の取下げについて準用するものとする。

(ケ) 家庭裁判所の手続の規定の準用（民訴法第297条参照）

第2の2（家庭裁判所の手続）の規律は、特別の定めがある場合を除き、抗告審の手続について準用するものとする。

(コ) 原審の手続行為の効力等（民訴法第298条参照）

原審においてした手続行為は、抗告審においてもその効力を有するものとする。

(サ) 抗告棄却（民訴法第302条参照）

① 抗告裁判所は、原審判を相当とするときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

② 原審判がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

(シ) 抗告権の濫用に対する制裁（民訴法第303条参照）

① 抗告裁判所は、(サ)①により抗告を棄却する場合において、抗告人が手続の完結を遅延させることのみを目的として抗告を提起したものと認めるときは、抗告人に対し、抗告の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができるものとする。

- ② ①の裁判は、抗告に対する審判の主文に掲げなければならないものとする。
 - ③ ①の裁判は、審判を変更する裁判の告知により、その効力を失うものとする。
 - ④ 抗告裁判所は、エ(ア)の抗告又はオ(ア)の抗告を棄却する場合においても、①の規律による裁判を変更することができるものとする。
- (ス) 原審の審判が不当な場合の取消し（民訴法第305条参照）
抗告裁判所は、原審判を不当とするときは、これを取り消さなければならないものとする。
- (セ) 原審の審判の手続が違法な場合の取消し（民訴法第306条参照）
原審の審判の手続が法律に違反したときは、抗告裁判所は、原審判を取り消さなければならないものとする。
- (ソ) 事件の差戻し（民訴法第307条，第308条参照）
- ① 抗告裁判所は、申立てを不適法として却下した原審判を取り消す場合には、事件を原裁判所に差し戻さなければならないものとする。ただし、事件につき更に原裁判所で審理をする必要がないときは、この限りでないものとする。
 - ② ①の場合のほか、抗告裁判所が原審判を取り消す場合において、事件につき更に原裁判所で審理をする必要があるときは、これを原裁判所に差し戻すことができるものとする。
 - ③ 原裁判所における家事審判事件の手続が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その家事審判事件の手続は、これによって取り消されたものとみなすものとする。
- (タ) 審判に代わる裁判（家事審判規則第19条第2項）
抗告裁判所は、事件を原裁判所に差し戻さないときは、自ら事件につき審判に代わる裁判をしなければならないものとする。
- (チ) 原審の管轄違いを理由とする移送（民訴法第309条参照）
抗告裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは、事件を管轄裁判所に移送しなければならないものとする。
- (注) 抗告裁判所は、管轄権を有しない裁判所が原審判をした場合には、その審判を必ず取り消さなければならないものとすることについては、なお検討するものとする。

ウ 即時抗告

(ア) 即時抗告

- ① 審判に対する即時抗告は、二週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② 即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が審判の告知を受けるべき者である場合には審判の告知を受けた日から、審判の告知を受けるべき者でない場合には、申立人が告知を受けた日から進行するものとする。ただし、特別の定めのあるときは、この限りでないものとする。

(注) 抗告期間経過後の抗告の追完（現行非訟事件手続法第22条）については、家事審判行為の追完の規律（第1の12(3)オ）により対処することとする。

(イ) 家庭裁判所による更正（民訴法第333条参照）

【甲案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。

【乙案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事事件における審判については、この限りでないものとする。

エ 特別抗告

(ア) 特別抗告の対象等（民訴法第336条1項参照）

家庭裁判所の審判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の審判に対しては、その審判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

(イ) 特別抗告期間（民訴法第336条第2項参照）

(ア)の抗告（以下「特別抗告」という。）は、審判の告知を受けた日から五日の不変期間内にしなければならないものとする。

(ウ) 裁判長の抗告状審査権（民訴法第314条第2項参照）

特別抗告においては、イ(オ)による裁判長の職権は、原裁判所の裁判長がこれを行うものとする。

(エ) 特別抗告状の理由の記載（民訴法第315条参照）

- ① 特別抗告状に特別抗告の理由の記載がないときは、特別抗告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、特別抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。

- ② 特別抗告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。
- (オ) 原裁判所による特別抗告の却下（民訴法第316条参照）
原裁判所は、(エ)①に違反して特別抗告理由書を提出せず、又は特別抗告の理由の記載が(エ)②に違反しているときは、特別抗告を却下しなければならないものとする。
- (カ) 調査の範囲（民訴法第320条参照）
特別抗告が係属する抗告裁判所（以下「特別抗告裁判所」という。）は、特別抗告の理由に基づき、不服の申立てがあった限度においてのみ調査をするものとする。
- (キ) 原裁判の確定した事実の拘束（民訴法第321条参照）
原審判において適法に確定した事実は、特別抗告裁判所を拘束するものとする。
- (ク) 職権調査事項についての適用除外（民訴法第322条参照）
(カ)及び(キ)の規律は、〔裁判所が職権で調査すべき事項〕には、適用しないものとする。
- (ケ) 破棄差戻し等（民訴法第325条参照）
- ① 高等裁判所又は家庭裁判所の裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があるときは、特別抗告裁判所は、原裁判を破棄し、(コ)の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。
- ② 特別抗告裁判所は、憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がない場合であっても、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄し、(コ)の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができる。
- ③ 特別抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ④ 原審判に関与した裁判官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の審判に関与することができないものとする。
- (コ) 破棄自判（民訴法第326条参照）
次に掲げる場合には、特別抗告裁判所は、事件について審判に代わる裁判をしなければならないものとする。
- a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として審判を破棄する場合において、事件がその事実に基づ

き審判をするのに熟するとき。

b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として審判を破棄するとき。

オ 許可抗告

(ア) 許可抗告の対象等（民訴法第337条参照）

- ① 高等裁判所の審判（②の申立てについての審判を除く。）に対しては、エ(ア)による場合のほか、その高等裁判所が②により、許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし、その裁判が家庭裁判所の審判であった場合に抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② ①の高等裁判所は、①の審判について、最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。
- ③ ②の申立てにおいては、エ(ア)の事由を理由とすることはできないものとする。
- ④ ②の申立てについては、エ(イ)から(オ)までの規律を準用するものとする。

(イ) 抗告の許可（民訴法第318条第3項参照）

(ア)②により許可する場合において、(ア)①の高等裁判所は、抗告許可の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができるものとする。

(ウ) 抗告許可があつた場合の手續

- ① 抗告の許可があつた場合（民訴法第337条第4項）

(ア)②による許可があつた場合には、(ア)①の抗告（以下「許可抗告」という。）があつたものとみなすものとする。
- ② 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告の理由に基づき、不服の申立てがあつた限度においてのみ調査をするものとする。
- ③ ②の規律の適用については、抗告許可の申立ての理由中(イ)の規律により排除されたもの以外のものを許可抗告の理由とみなすものとする。（民訴法第318条第4項参照）
- ④ 許可があつた場合の手續については、エ(キ)から(コ)までの規律を準用するものとする。

(2) 審判以外の裁判に対する不服申立て

ア 不服申立ての対象

(ア) 原則

審判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 裁判所書記官の処分に対する不服申立て

① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が、裁判をするものとする。

② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(ウ) 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て

① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし、その裁判が家事審判事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

② 即時抗告は、①の申立てについての裁判に対してすることができるものとする。

③ 最高裁判所又は高等裁判所に家事審判事件の抗告事件が係属している場合における①の規律の適用については、①のただし書中「家事審判事件が係属している裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」とするものとする。

イ 即時抗告期間

審判以外の裁判に対する即時抗告は、審判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならないものとする。

ウ 即時抗告に伴う執行停止

審判以外の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

エ 抗告審の手續，即時抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用

審判以外の裁判に対する不服申立てについては、3(1)イ、ウ(イ)、エ及びオの規律を準用するものとする。

4 再審

(1) 審判に対する再審

ア 再審の事由

- ① 次に掲げる事由がある場合には、確定した審判に対し、再審の申立てにより、不服を申し立てることができるものとする。ただし、当事者が即時抗告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでないものとする。
- a 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
 - b 法律により審判に関与することができない裁判官が審判に関与したこと
 - c 法定代理権、任意代理権又は任意代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - d 審判に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - e 刑事上罰すべき他人の行為により、審判に影響を及ぼすべき裁判の資料を提出することを妨げられたこと。
 - f 審判の資料となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - g 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が審判の資料となったこと。
 - h 審判の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - i 審判に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - j 不服の申立てに係る審判が前に確定した審判と抵触すること。
- ② ① d から g までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の申立てをすることができるものとする。
- ③ 抗告審において事件につき審判をしたときは、家庭裁判所の審判に対し再審の申立てをすることができないものとする。
- ④ 審判の基本となる裁判について①に掲げる事由がある場合（① d から g までに掲げる事由がある場合にあっては、②の場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を審判に対する再審の理由とすることができるものとする。

イ 管轄裁判所

- ① 再審の申立ては、不服の申立てに係る審判をした裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした審判に対する再審の申立ては、上級の裁判所が併せて管轄するものとする。

ウ 再審の手續

再審の手續には、その性質に反しない限り、各審級における手續に関する規律を準用するものとする。

エ 再審期間

- ① 再審の申立ては、当事者が審判の確定した後再審の事由を知った日から三十日の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② 審判が確定した日（再審の事由が審判の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日）から五年を経過したときは、再審の申立てをすることができないものとする。
- ③ ①及び②の規律は、ア①cに掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同j掲げる事由を理由とする再審の申立てには、適用しないものとする。

オ 再審の申立書の記載事項

再審の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 不服の申立てに係る審判の表示及びその審判に対して再審を求める旨
- c 不服の理由

カ 不服の理由の変更

再審の申立てをした当事者は、不服の理由を変更することができるものとする。

キ 再審の申立ての却下等

- ① 裁判所は、再審の申立てが不適法である場合には、これを却下しなければならないものとする。
- ② 裁判所は、再審の事由がない場合には、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
- ③ ②の裁判が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の申立てをすることはできないものとする。

ク 再審開始の裁判

- ① 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の裁判をしなければ

ばならないものとする。

- ② 裁判所は、①の裁判をする場合には、当事者及び裁判を受ける者を審尋しなければならないものとする。

ケ 即時抗告

キ①及び②並びにク①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

コ 本案の審理及び裁判

- ① 裁判所は、再審開始の裁判が確定した場合には、本案の審理及び裁判をするものとする。
- ② 裁判所は、①の場合において、審判を正当とするときは、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、②の場合を除き、審判を取り消した上、更に審判をしなければならないものとする。

(2) 審判以外の裁判に対する再審

- ① 審判以外の事件を完結する裁判で確定したものに対しては、再審の申立てをすることができるものとする。
- ② (1)の規律は、①の申立てについて準用するものとする。

第3 審判前の保全処分に関する手続(総則)

(前注) 審判前の保全処分に関する手続については、以下に記載する規律のほかは、第2家事審判に関する手続(総則)に記載する規律が妥当することを前提としている。

1 通則

(1) 担保

- ① 2及び3の規律により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならないものとする。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約によるものとする。
- ② ①の担保について、民事訴訟法第77条、第79条及び第80条の規定と同様の規律を置くものとする。

(2) 記録の閲覧

- ① 裁判所が保全処分の審判を受けるべき者に対して保全処分事件が係属したことを通知するまで又は保全処分の審判を告知するまでは、保全処分事件の記録の閲覧等については、第2の1(6)ア③の規律を適

用しないものとする。

- ② ①の場合において、裁判所は、当事者から第2の1(6)ア①本文又は②の許可の申立てがあったときは、相当と認めるときは、記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。

2 保全処分

(1) 管轄及び保全処分の要件

【甲案】

- ① 家庭裁判所は、家事審判事件が係属した場合においては、別に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。
- ② 家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、①の規律による審判に代わる裁判を行うものとする。

【乙案】

家庭裁判所(ただし、家事審判事件が裁判所に係属している場合には、その裁判所)は、別に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(2) 審理手続

ア 申立て

審判前の保全処分の申立ては、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにして、これをしなければならぬものとする。

イ 裁判資料の収集

- ① 審判前の保全処分の審判は、疎明に基づいてするものとする。
- ② 審判前の保全処分の申立てをした者は、第1の14(1)にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。

ウ 審判

(ア) 裁判長の権限

審判前の保全処分は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が発することができるものとする。

(イ) 担保

- ① 審判前の保全処分は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全処分の執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができるものと

する。

- ② ①の担保を立てる場合において、遅滞なく(1)①の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、申立人の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができるものとする。

(ウ) 審判の効力及び執行

- ① 審判前の保全処分を命ずる審判は、審判を受ける者又は申立人に告知することによって効力を生ずるものとする。
- ② 審判前の保全処分を命ずる審判の執行及び効力は、民事保全法その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従うものとし、この場合において、同法第45条中「仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本案の審判事件が係属している家庭裁判所（その審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所）」とするものとする。

エ 仮差押命令及び仮処分命令の特則

民事保全法第20条から第24条までと同様の規律を置くものとする。

[ただし、同法第23条第4項の「口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ」とあるのは「保全処分の相手方の陳述を聴取しなければ」と、「その期日を経る」とあるのは「その陳述を聴取する」とそれぞれ読み替えるものとする。]

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象等

- ① 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる保全処分の申立てを除くものとする。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
 - a 後見、保佐若しくは補助開始、夫婦財産契約による管理者の変更若しくは共有財産の分割又は遺産分割の審判前の財産管理者選任又は財産の管理等に関する指示
 - b 特別養子縁組の成立及び離縁、親権若しくは管理権の喪失、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人若しくは遺言執行者の解任又は親権者の指定若しくは変更の審判前の職務代行者の選任
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者

は、審判前の保全処分（ア①a及びbに掲げる保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

イ 即時抗告に伴う執行停止

- ① アの規律により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復することができない損害が生ずるおそれがあることについて疎明があったときは、高等裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができるものとする。
- ② 即時抗告に伴う執行停止の申立てをした者は、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復することができない損害が生ずるおそれを疎明しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査又は証拠調べをすることができるものとする。

ウ 原状回復の裁判

原審判に基づき、原審の申立人が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、抗告人の申立てにより、原審判を取り消す裁判において、原審の申立人に対し、原審の相手方が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、原審の相手方が支払った金銭の返還又は原審の相手方が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができるものとする。

3 保全処分の取消し

(1) 管轄及び保全処分の取消しの要件

- ① 審判前の保全処分が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、保全処分をした家庭裁判所は、本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者の申立てにより又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。
- ② 家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、①による審判に代わる裁判を行うものとする。

(2) 審理手続

ア 申立て及び裁判資料の収集

第3の2(2)ア及びイの規律を準用するものとする。

イ 審判

(ア) 審判の効力及び執行

① 審判前の保全処分を取り消す審判は、これを受ける者に告知することによって効力を生ずるものとする。

② 裁判所は、審判前の保全処分命令を取り消す審判において、その告知を受けた日から2週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその審判の効力が生じない旨を宣言することができるものとする。ただし、その審判に対して即時抗告をすることができないときは、この限りでないものとする。

(イ) 原状回復の裁判

審判前の保全処分に基づき、保全処分の申立人が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、保全処分の取消しを申立てた者の申立てにより、審判前の保全処分を取り消す審判において、保全処分の申立人に対し、保全処分の相手方が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、保全処分の相手方が支払った金銭の返還又は保全処分の申立人が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができるものとする。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象

① 申立人は、申立て(2(3)ア①a及びbに掲げる審判の取消しの申立てを除く。)を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 審判前の保全処分の申立人は、保全処分を取り消す審判((2)イ(イ)の審判を含む。ただし、2(3)ア①a及びbに掲げる審判を取り消す審判を除く。)に対し即時抗告をすることができるものとする。

イ 即時抗告に伴う執行停止

第3の2(3)イの規律を準用するものとする。

ウ 原状回復の裁判

審判前の保全処分の取消しの申立てを却下する審判に対する即時抗告に基づき審判前の保全処分を取り消す場合には、(2)イ(イ)の規律を準用するものとする。

- 第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）
- 第5 家事調停に関する手続
- 第6 履行確保
- 第7 雑則